

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1～2ページ、商法の問題は3ページにあります。

民 法

【問Ⅰ】及び【問Ⅱ】に解答せよ。

【問Ⅰ】〔設例〕の事案につき、設問（１）及び（２）に答えよ。

〔設例〕 A は、高齢で独り暮らしであり、なにごとにも近くに住む甥の B を頼りにしていた。B は、A が所有および占有する甲土地（登記簿上の所有者も A）を売却して、その代金を自己の事業資金に流用しようと考え、「甲土地の売却に関する一切の権限」を A が B に委ねる旨の委任状を作成してこれに A の実印を押捺し、その委任状を用いて A の代理人を名乗り、甲土地を C に売却する契約を C と締結した。委任状作成から売買契約締結に至るまでの経緯につき、A が関知関与した事実はない。

〔設問〕

- （１） C は、A と B のそれぞれに対し、どのような請求ができるか。
- （２）〔設例〕の事実関係に続き、A につき後見開始審判がなされ、B が A の成年後見人に就任した場合、C の A に対する請求に関し、どのような点が問題となるか、また、その点についてどのように考えればよいか。

【問Ⅱ】〔設例〕の事案につき、設問（３）及び（４）に答えよ。

〔設例〕 A は、高齢で独り暮らしであり、なにごとにも近くに住む甥の B を頼りにしていた。A は、自己の債務を担保するために自己所有の甲土地（登記簿上の所有者も A）上に抵当権を設定する契約の締結を知人 D に依頼しようと考え、受任者欄と委任事項欄を白紙にしたままの委任状を作成し、D に渡すように指示してこれを B に交付した。

〔設問〕

- （３）〔設例〕の事実に続き、B は、この機会に甲土地の売却代金を自己の事業資金に流用しようと考え、A から交付された委任状の受任者欄に B の名を記載し、その委任事項欄には「甲土地の売却に関する一切の権限」と記載し、その委任状を用いて A の代理人を名乗り、甲土地を C に売却する契約を C と締結したものとする。この場合、C は、A に対してどのような請求ができるか。

- (4) 「設例」の事実につき、Bは、B自身がCから融資を得て自己の事業資金に充てようと考え、委任事項欄に「Bの債務の担保のために甲土地上に抵当権を設定すること」と記載し、その委任状を用いてAの代理人を名乗り、CがBに対してする融資のためにA所有の甲土地上に抵当権を設定する契約を、Cと締結したものとする。この事実は、CのAに対する請求の当否を判断するうえで、どのような意味をもつか。

以 上

商 法

〔問題〕

Y 株式会社（以下「Y 会社」という。）は、その発行する株式が証券取引所で取引されている会社であり、その定款には「株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる」旨の定めがある。

A は Y 会社の株式 1 株を保有する株主であるが、病気のため Y 会社の定時株主総会（以下「本件総会」という。）に出席できなくなったため、息子 B に自分の代わりに出席することを頼んだところ、B はこれを承諾した。

本件総会の当日、B は、会場の受付で、A の代理人であることを告げることなく、予め出席表として持参することが求められていた議決権行使書用紙を提出した。受付担当者は B を株主 A だと思い、B を総会場に入場させた。

B はすべての議案に賛成票を投じ、本件総会における議案はすべて圧倒的多数の賛成をもって可決された（以下「本件決議」という。）。

本件決議の効力を説明しなさい。

以 上